

社会福祉法人 はまゆう会 行動計画

労働者が仕事と家庭を両立し、働きやすい職場環境の整備のほか、子供の健やかな育児に資する地域貢献活動の取り組みの一環

平成 17 年 4 月 次世代育児支援対策推進法施行

平成 23 年 4 月 一部改訂（届出事業主の範囲）

平成 26 年 4 月 一部改訂（有効期限の延長）

計画期間 平成 27 年 12 月 1 日～平成 29 年 11 月 30 日

目標①

育児休業取得者の中に男性職員を 1 名以上含める。

<対策> 育児休業の取得希望者を対象とした研修会の実施
(平成 28 年 4 月及び次年度)

目標②

産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策> 法に基づく諸制度の調査と理解及び制度に関する研修会の実施
(平成 28 年 4 月及び次年度)

目標③

年次有給休暇の取得率を年間付与数（持越分を含む）の 75%以上（一人当たり平均）とする。

<対策> 計画的な取得に向けての研修会の実施
(H28.2、H28.6、H28.10 及び次年度)